

改正後

浦安市国際交流協会 選挙管理委員会規程 2018年5月12日改正

(趣旨)

第1条 役員(三役)選出に関する細則第5条に基づき、三役の選挙が公正かつ円滑に行うためにこの規程を定める。

(独立性の担保)

第2条 選挙管理委員会(以下委員会という)は運営会議(会則第13条参照)に対して独立の地位を有する。

- 2 委員会の委員長および委員は、選挙権および被選挙権を有しない者とする。又同様に、立候補者の推薦者となることはできない。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1人、委員は2名以上7名以内で構成し、委員長および委員2名 計3名以上の出席により成立するものとする。

- 2 運営会議が委員長を委嘱する。委員長は委員会を主宰し、代表する。
- 3 委員は在籍1年以上の現会員から公募する。委員候補者がいない場合は、運営会議の各部会から推薦された委員候補者の中から選挙管理委員会が新たな委員を委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員長および委員の任期は1年とし、期間は6月1日から翌5月31日とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、運営会議と協議の上、補充する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会の業務は次の通りとする。

- 一 選挙の告示
- 二 候補者の受付、資格の審査
- 三 立候補者名(推薦者含む)の公表
- 四 投票および開票の管理
- 五 票の効力の判定
- 六 選挙記録の作成
- 七 選挙結果の広報
- 八 上記日程管理
- 九 三役の選挙等に関する細則についての提言
- 十 その他関連必要事項
- 2 事務手続きおよび日程管理については、必要に応じて運営会議と協議の上、事務局に指示を行い実施する。
- 3 選挙管理委員会は、立候補者の届け出を受付次第、候補者の資格、推薦者の資格を審査しその都度、ホームページに公表し、協会会員宛にUIFAメールにて通知する。選挙告示期間終了の翌日までに、最終立候補者を選挙人にEメールで通知するとともにホームページと事務所に掲示して公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、選挙管理委員会が定め、運営会議の承認を得る。

附則 この規程は、2018年5月13日から施行する。